

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金 (2 / 2 1 ~ 3 / 6 要請分) について

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、食品衛生法 (昭和22年法律第233号) の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等の皆様に、営業時間短縮 (以下、「時短」という。) をお願いいたしました。
- 県の要請に応じ、協力いただいた事業者に対して、下記のとおり「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」を支給します。

(1) 協力金の対象

次のいずれも満たす方となります。

- ① 県内全域に、時短要請の対象となる施設を有しているものとする。  
※ ただし、政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でない判断するものを除く。
- ② 県の時短要請 (期間: 令和4年2月21日 (月) 0時から同年3月6日 (日) 24時までの全ての期間) に応じて、以下の時短要請にご協力いただいていること。
- ③ 時短要請の時点 (令和4年2月18日) で、
  - ・ 対象区域において営業継続中であり、
  - ・ 食品衛生法 (昭和22年法律第233号) の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設であること。
  - ※ 第三者認証店とは、「鹿児島県飲食店第三者認証制度」の認証店をいう。
- ④ 業種毎の感染拡大予防ガイドライン (業種別ガイドライン) 等を遵守していること。
- ⑤ 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。  
また、前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

区分	通常の営業時間	要請内容	
		営業時間	酒類提供
第三者認証店以外の店舗	20時を超える	5時~20時まで	不可
第三者認証店	20時を超える (~21時以前)	5時~20時まで	不可
	21時を超える (※①又は②を選択)	① 5時~20時まで ② 5時~21時まで	可

(2) 協力金の金額

今回の協力金は、店舗の事業規模に応じて、額が決まります。

要請内容		中小企業	大企業 [中小企業も選択可]
第三者認証店以外の店舗	5時~20時まで 酒類提供: 不可	35万円~105万円 ※一日当たりの協力金額 (2.5~7.5万円) × 要請期間 (14日間)	上限280万円 ※一日当たりの協力金額 (① 売上高減少額/日×0.4) × 要請期間 (14日間) ※ただし、①の上限は20万円又は前年度前々年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い方の額
	5時~20時まで 酒類提供: 不可	42万円~140万円 ※一日当たりの協力金額 (3~10万円) × 要請期間 (14日間)	上限280万円 ※一日当たりの協力金額 (① 売上高減少額/日×0.4) × 要請期間 (14日間) ※ただし、①の上限は「20万円」
第三者認証店	5時~21時まで 酒類提供: 可	35万円~105万円 ※一日当たりの協力金額 (2.5~7.5万円) × 要請期間 (14日間)	上限280万円 ※一日当たりの協力金額 (① 売上高減少額/日×0.4) × 要請期間 (14日間) ※ただし、①の上限は20万円又は前年度前々年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い方の額

(3) 申請受付

- ① 申請期間 令和4年3月7日 (月) から5月16日 (月) まで (※ 3月7日 (月) 13時受付開始)
- ② 申請窓口 〒892-8799 鹿児島東郵便局留 鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局
- ③ 申請方法 「申請窓口」まで申請書類を簡易書留、レターパックで郵送 (※事業者毎に申請)
- ④ 申請書類 3月7日 (月) 13時に、県ホームページへ掲載します。

対象区域の地域振興局・支庁・事務所、市町村役場、商工会議所・商工会のほか、かごしま産業支援センターでも申請書類が受け取れます。

- ア 協力金申請書 [指定様式]
- イ 振込先口座通帳の写し
- ウ 本人確認書類 (免許証の写し等)
- エ 営業実態が確認できる書類 (確定申告書の写し等)
- オ 【店舗毎】申請する店舗の写真
- カ 【店舗毎】営業に必要な許可を有していることがわかる書類 (食品衛生法 (昭和22年法律第233号) に基づく、飲食店営業又は喫茶店営業許可証の写し)
- キ 【店舗毎】営業時間短縮期間及び短縮した営業時間が確認できる書類 (告知するポスター・チラシ、写真等)
- ク 誓約書 [指定様式]
- ケ 売上高が確認できる書類 など

< 協力金の先渡給付を行います >  
詳しくは別添チラシをご覧ください

(4) 営業時間短縮要請・協力金について

詳細は、県のホームページでお知らせしております (「営業時間短縮要請に関するよくある質問」は随時更新中)

県トップページ > 健康・福祉 > 医療 > 新型コロナウイルス感染症 > 事業者の皆さまへ > 飲食店に対する営業時間の短縮要請・協力金

(5) お問い合わせ先

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局 : 099-295-0286 (9:00~17:00 (平日))

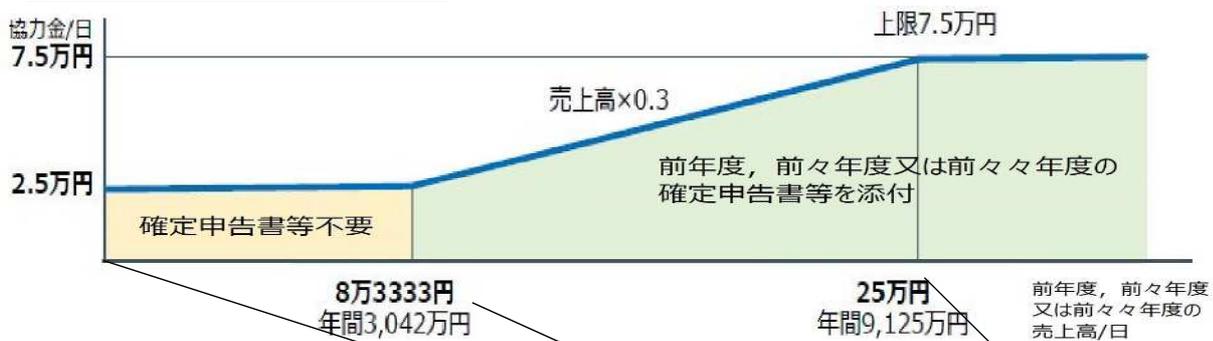
## New! 協力金の算定について

1日当たり売上高の算定に用いる「過去の売上高」については、「前年度又は前々年度」を対象としていましたが、今回から「前年度、前々年度又は前々々年度」を対象とします。

算定に当たっては、「2021年、2020年又は2019年」のいずれかの売上高を選択してください。

### ● 第三者認証店以外の店舗（20時までの時短／酒類提供不可）

#### ○ 中小企業（売上高方式）



2021年 2020年 2019年	のいずれか 2月+3月の1日当たり売上高	~8万3,333円	8万3,333円~25万円	25万円~
		2万5千円 ×14日 =35万円	1日当たり売上高×0.3 (千円単位に切り上げ)×14日 ※売上高に応じて決定 (35万円~105万円)	7万5千円 ×14日 =105万円
協力金の額				

#### ○ 大企業（売上高減少額方式）【中小企業においても選択可】

〈売上高減少額とは〉

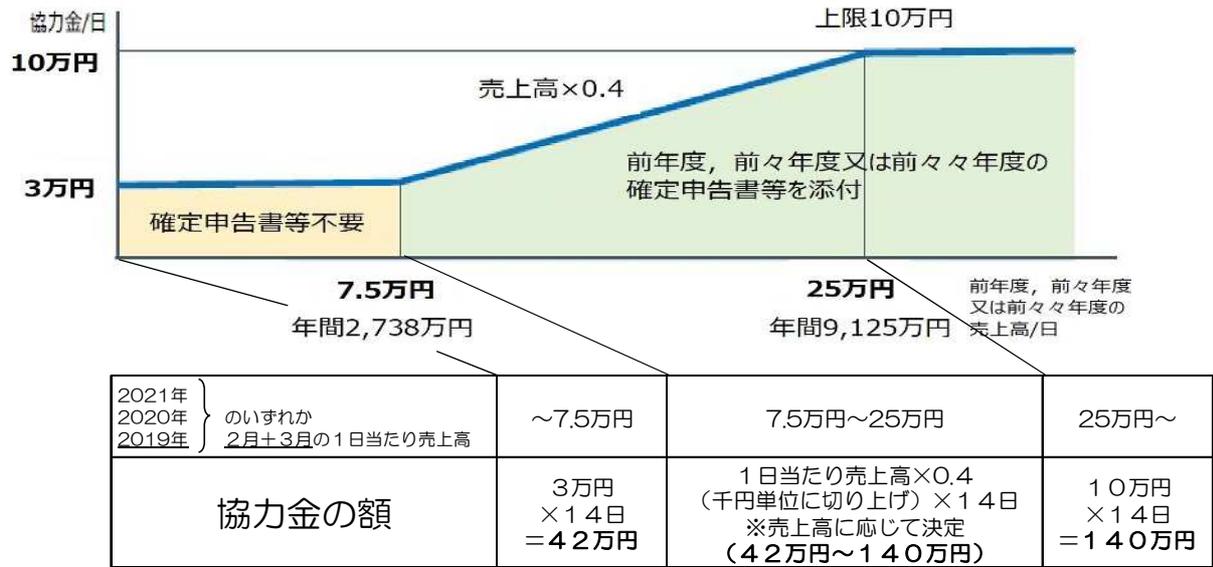
2021年 2020年 2019年	のいずれか 2月+3月の売上高(合計)	÷	2021年 2020年 2019年	のいずれか 2月+3月の 日数	=	2021年 2020年 2019年	のいずれか 2月+3月の 1日当たり売上高【A】	1日当たり売上高減少額は 【A】 - 【B】となります。
2022年			2022年			2022年		
2022年の2月+3月の売上高(合計)		÷	2022年の2月+3月の日数		=	2022年の2月+3月の 1日当たり売上高【B】		

$$\text{協力金額} = \frac{\text{1日当たり売上高減少額} \times 0.4}{1} \times 14 \text{日}$$

※上限は「20万円/日」又は「2021年、2020年又は2019年の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方

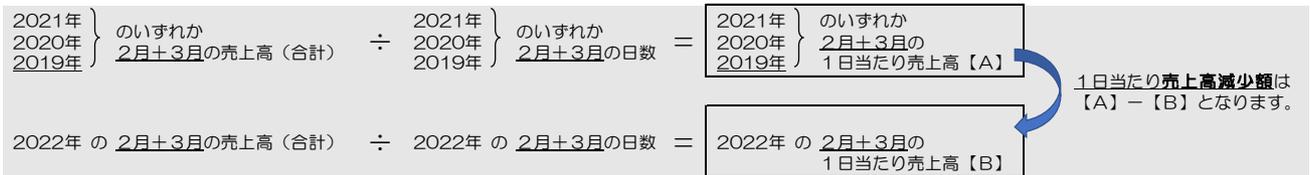
● 第三者認証店（20 時までの時短／酒類提供不可）

○ 中小企業（売上高方式）



○ 大企業（売上高減少額方式）【中小企業においても選択可】

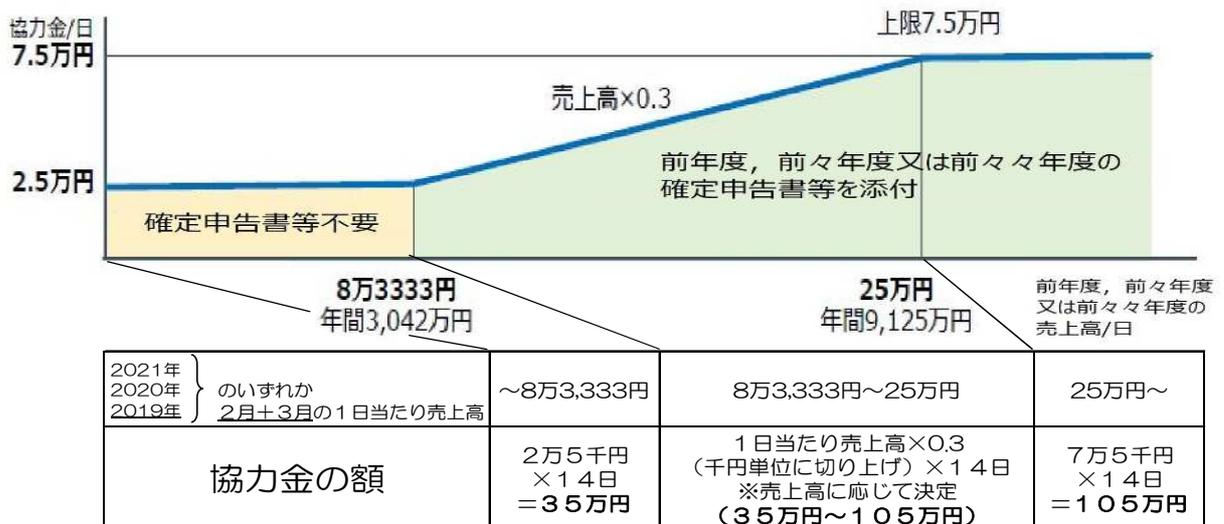
〈売上高減少額とは〉



協力金額 = (1日当たり売上高減少額×0.4) × 14日  
 ※上限は「20万円/日」

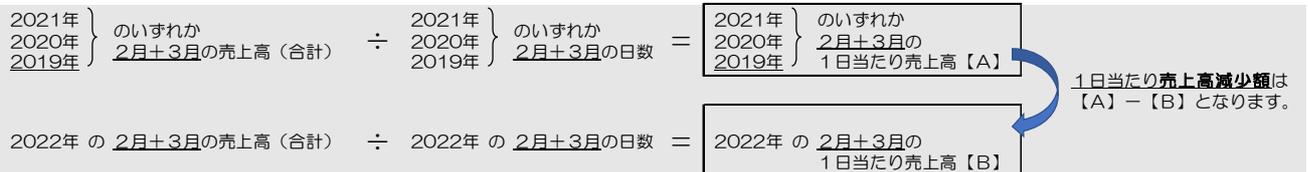
● 第三者認証店（21 時までの時短／酒類提供可）

○ 中小企業（売上高方式）



○ 大企業（売上高減少額方式）【中小企業においても選択可】

〈売上高減少額とは〉



協力金額 = (1日当たり売上高減少額×0.4) × 14日

※上限は「20万円/日」又は「2021年、2020年又は2019年の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方